

# 接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2021年4月 1日  
至 2022年3月 31日

KDD I 株式会社

# 接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

総務大臣 殿

2022年6月30日提出

会 社 名 K D D I 株 式 会 社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 高橋 誠

本店の所在の場所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

電話番号 (03) 3347-0077

連絡者 執行役員経営管理本部長 明田 健司

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所 在 地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

名 称 飯田橋事業所

## 目 次

	頁
第一部 概要紹介 .....	1
1 報告書の目的 .....	2
2 根拠法令等 .....	2
3 会計処理の基準 .....	2
(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連 .....	2
(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の 接続に関する会計の整理に係る重要な変更等） .....	2
4 接続会計財務諸表の構成 .....	3
(1) 貸借対照表 .....	3
(2) 損益計算書 .....	3
(3) 個別注記表 .....	3
(4) 役務別固定資産帰属明細表 .....	3
(5) 移動電気通信役務収支表 .....	3
5 計算結果証明報告の紹介 .....	4
6 第3条第1項ただし書の許可事項 .....	4
第二部 計算結果証明報告 .....	5
1 責任範囲 .....	6
2 証明の基準 .....	6
3 計算結果証明 .....	6
第三部 接続会計財務諸表 .....	9
1 貸借対照表 .....	10
2 損益計算書 .....	12
3 個別注記表 .....	13
4 役務別固定資産帰属明細表 .....	28
5 移動電気通信役務収支表 .....	29
第四部 参考情報 .....	31
1 配賦整理書の紹介及び入手方法 .....	32
2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して 取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額 .....	32
3 特に重要な費用の配賦基準の説明 .....	32
4 用語解説 .....	32
5 その他 .....	33

## 第一部 概要紹介

## 1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

### 【参考】

#### ■事業法第 34 条第 6 項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

## 2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法  
（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則  
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「二種接続会計規則」という。）

## 3 会計処理の基準

### (1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

また、財務会計においては発生しない移動電気通信役務と移動電気通信役務以外の電気通信役務との取引については、振替によって整理を行っております。

### (2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

## 4 接続会計財務諸表の構成

### (1) 貸借対照表

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

### (2) 損益計算書

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

### (3) 個別注記表

二種接続会計規則第5条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

### (4) 役務別固定資産帰属明細表

取得価額

役務の種類毎に整理した設備区分別の取得価額を記載しております。

減価償却累計額

役務の種類毎に整理した設備区分別の減価償却累計額を記載しております。

帳簿価額

役務の種類毎に整理した設備区分別の帳簿価額を記載しております。

### (5) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

運用費

役務の種類毎に整理した運用費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

共通費

役務の種類毎に整理した共通費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

試験研究費

役務の種類毎に整理した試験研究費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

## 5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しております。

## 6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

## 第二部 計算結果証明報告



- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの監査報告書を受領しております。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 38 期事業年度の計算書類として、接続会計に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しております。当社ホームページの事業報告書及び個別注記表をご参照ください。

[http://www.kddi.com/corporate/ir/library/jigyo\\_hokoku/index.html](http://www.kddi.com/corporate/ir/library/jigyo_hokoku/index.html)

# 独立監査人の監査報告書

2022年6月23日

K D D I 株式会社  
取締役会御中

## PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 田 村 透  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩 崎 亮 一  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野 村 尊 博  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、KDDI株式会社の第38期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の役員別固定資産帰属明細表、移動電気通信役員収支表及びそれらの注記（以下「明細表及び収支表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の明細表及び収支表が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「明細表及び収支表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項—明細表及び収支表作成の基礎

『明細表の注記事項1.役員別固定資産帰属明細表の作成基準及び注記事項2.電気通信役員に関連する固定資産の配賦基準、並びに収支表の注記事項1.移動電気通信役員収支表の作成基準及び注記事項2.電気通信役員に関連する費用及び収益の配賦基準』に記載されているとおり、明細表及び収支表は、KDDI株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の事項

KDDI株式会社は、上記の明細表及び収支表のほかに、2022年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2022年5月10日に会社法の規定に基づく監査報告書を、2022年6月23日に金融商品取引法の規定に基づく監査報告書を発行している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した明細表及び収支表を含む接続会計報告書及び配賦整理書に含まれる情報のうち、

明細表及び収支表並びにその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の明細表及び収支表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

明細表及び収支表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と明細表及び収支表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 明細表及び収支表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して明細表及び収支表を作成することにある。また、明細表及び収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない明細表及び収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

明細表及び収支表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき明細表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 明細表及び収支表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、明細表及び収支表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から明細表及び収支表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、明細表及び収支表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 明細表及び収支表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として明細表及び収支表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において明細表及び収支表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する明細表及び収支表の注記事項が適切でない場合は、明細表及び収支表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 明細表及び収支表の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 第三部 接続会計財務諸表

# 1. 貸借対照表

事業者名 KDDI株式会社

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
( 資 産 の 部 )			( 負 債 の 部 )		
I 固定資産		(3,777,274)	I 固定負債		(580,421)
A 電気通信事業固定資産		(1,885,646)	1. 社債		280,000
(1) 有形固定資産		(1,568,963)	2. 長期借入金		193,500
1. 機械設備	2,797,270		3. リース債務		51
減価償却累計額	2,291,059	506,211	4. 退職給付引当金		5,806
2. 空中線設備	897,534		5. ポイント引当金		21,517
減価償却累計額	604,662	292,872	6. 完成工事補償引当金		6,247
3. 端末設備	8,595		7. 資産除去債務		54,731
減価償却累計額	7,234	1,361	8. 役員株式報酬引当金		2,384
4. 市内線路設備	221,233		9. 従業員株式報酬引当金		5,067
減価償却累計額	191,046	30,187	10. その他の固定負債		11,118
5. 市外線路設備	95,501		II 流動負債		(1,272,519)
減価償却累計額	91,132	4,369	1. 1年以内に期限到来の固定負債		165,500
6. 土木設備	62,186		2. 買掛金		121,254
減価償却累計額	51,370	10,816	3. 短期借入金		329,742
7. 海底線設備	47,191		4. リース債務		50
減価償却累計額	44,778	2,413	5. 未払金		434,329
8. 建物	419,370		6. 未払費用		5,200
減価償却累計額	277,469	141,901	7. 未払法人税等		85,820
9. 構築物	90,674		8. 契約負債		55,936
減価償却累計額	71,405	19,269	9. 前受金		10,633
10. 機械及び装置	4,679		10. 預り金		44,619
減価償却累計額	4,383	295	11. 賞与引当金		17,040
11. 車両	3,168		12. 役員賞与引当金		353
減価償却累計額	2,024	1,144	13. 資産除去債務		45
12. 工具、器具及び備品	101,735		14. 契約損失引当金		836
減価償却累計額	83,612	18,122	15. 災害による損失引当金		571
13. 土地		260,555	16. その他の流動負債		591
14. 建設仮勘定		279,446	負 債 合 計		(1,852,940)
(2) 無形固定資産		(316,683)			
1. 海底線使用权		1,153			
2. 施設利用権		13,570			
3. ソフトウェア		286,382			
4. 借地権		1,429			
5. のれん		14,028			
6. その他の無形固定資産		121			
B 附帯事業固定資産		(43,828)			
(1) 有形固定資産	48,006				
減価償却累計額	35,325	12,681			
(2) 無形固定資産		31,147			

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
		(純 資 産 の 部)	
C 投資その他の資産	(1,847,800)	I 株主資本	(4,066,292)
1. 投資有価証券	188,036	1. 資本金	141,852
2. 関係会社株式	1,185,093	2. 資本剰余金	(305,676)
3. 出資金	63	資本準備金	305,676
4. 関係会社出資金	5,742	3. 利益剰余金	(3,925,167)
5. 長期貸付金	3	(1) 利益準備金	11,752
6. 関係会社長期貸付金	49,312	(2) その他利益剰余金	
7. 長期前払費用	272,856	固定資産圧縮積立金	677
8. 繰延税金資産	118,323	特別出資積立金	896
9. その他の投資及びその他の資産	40,931	別途積立金	3,254,834
貸倒引当金	△12,560	繰越利益剰余金	657,008
II 流動資産	(2,189,306)	4. 自己株式	△306,403
1. 現金及び預金	108,876	II 評価・換算差額等	(47,348)
2. 受取手形	1	1. その他有価証券評価差額金	47,348
3. 売掛金	1,609,000	純 資 産 合 計	(4,113,639)
4. 未収入金	172,679		
5. 貯蔵品	55,647		
6. 前渡金	200		
7. 前払費用	53,209		
8. 関係会社短期貸付金	152,054		
9. その他の流動資産	51,317		
貸倒引当金	△13,675		
資 産 合 計	5,966,580	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,966,580

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 2. 損益計算書

事業者名 KDD I株式会社

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,596,243
(2) 営業費用		
1. 営業費	568,872	
2. 運用費	11	
3. 施設保全費	273,604	
4. 共通費	3,033	
5. 管理費	116,627	
6. 試験研究費	6,271	
7. 減価償却費	374,321	
8. 固定資産除却費	20,091	
9. 通信設備使用料	409,052	
10. 租税公課	44,423	
電気通信事業営業利益		1,816,305
II 附帯事業営業損益		779,938
(1) 営業収益		1,440,779
(2) 営業費用		1,499,572
附帯事業営業損失		58,792
営業利益		721,146
III 営業外収益		
1. 受取利息	1,056	
2. 受取配当金	53,682	
3. 為替差益	4,346	
4. 雑収入	15,126	
IV 営業外費用		74,211
1. 支払利息	1,149	
2. 社債利息	993	
3. 雑支出	2,671	
經常利益		4,813
V 特別利益		790,544
1. 投資有価証券売却益	2,286	
2. 関係会社株式売却益	1,473	
3. 工事負担金等受入額	10	
VI 特別損失		3,768
1. 減損損失	1,879	
2. 投資有価証券売却損	761	
3. 投資有価証券評価損	2,204	
4. 関係会社株式評価損	923	
5. 関係会社清算損	2,663	
6. 工事負担金等圧縮額	10	
税引前当期純利益		8,440
法人税、住民税及び事業税		785,872
法人税等調整額		206,417
当期純利益		18,439
		561,015

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

### 3. 個別注記表

事業者名 KDDI株式会社

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備 主として定率法

機械設備を除く有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備 9年

空中線設備、建物、市内線路設備、構築物、工具器具及び備品

10年～42年

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

長期前払費用 定額法

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。



退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年以内）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年以内）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

#### ポイント引当金

将来の「au ポイントプログラム」等一部のポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

#### 完成工事補償引当金

引渡しを完了した海底ケーブル建設工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、保証期間の無償補償見積額に基づき計上しております。

#### 役員株式報酬引当金

取締役・執行役員・理事に対する当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 従業員株式報酬引当金

管理職社員に対する当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

#### 役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

#### 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

#### 災害による損失引当金

2019年度および2020年度に発生した台風等、また2021年度に発生した震災による被害を受けた資産の復旧等に要する見積額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社における主要な収益認識基準は、以下のとおりであります。

#### (1) 移動通信サービス

当社の収益は、主にモバイル通信サービスにおける収益と携帯端末販売における収益から構成されております。当社は、お客さまと直接または代理店経由でモバイル通信サービス契約を締結している一方で、携帯端末を主として代理店へ販売しております。

モバイル通信サービスにおける収益は、主に月額基本使用料及び通信料収入（以下「モバイル通信サービス収入」）と契約事務等の手数料収入からなります。モバイル通信サービス収入及び契約事務等の手数料収入は、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。また、通信料金の割引については、毎月のモバイル通信サービス収入から控除しております。

なお、モバイル通信サービス収入にかかる取引の対価は請求日から概ね翌月までに受領しております。

また、携帯端末販売における収益（以下「携帯端末収入」）は、お客さま、または代理店に対する携帯端末及

びアクセサリ類の販売収入から構成されております。

上記取引の商流としては、当社が代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じてお客さまと通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社がお客さまに対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。

携帯端末収入については、代理店等に販売後、概ね翌月に受領しております。

#### ① 間接販売

間接販売において、当社が代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、当社は、代理店を本人として取り扱っております。そのため、携帯端末収入は、携帯端末の支配が当社から代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。また、代理店に対して支払う手数料の一部は、代理店へ携帯端末を販売した時点で携帯端末収入から控除しております。

#### ② 直接販売

直接販売の場合、携帯端末収入、モバイル通信サービス収入等は一体の取引であると考えられるため、契約を結合の上、単一の契約として会計処理しております。取引の合計額を携帯端末及びモバイル通信サービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末収入及びモバイル通信サービス収入に配分しております。携帯端末収入に配分された金額は、携帯端末販売時に、モバイル通信サービス収入に配分された金額は、お客さまにサービスを提供した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。

なお、間接販売、直接販売のいずれの場合も、契約事務手数料収入及び機種変更手数料収入は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと合わせて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、重要な更新オプションが存在する期間にわたり収益として認識しております。

これらの取引の対価は契約時に前受けする形で受領しています。

また、モバイル通信サービス収入の請求額に応じて、お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムについては、将来の解約等による失効部分を反映したポイントの見積利用率を考慮して算定された交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、お客さまがポイントを使用し、財またはサービスの支配を獲得した時点で、履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

#### (2) 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス収入、データ通信サービス収入、FTTHサービス収入、関連する初期工事費用収入からなります。

上記のうち、初期工事費用収入を除いた収入に関するサービスについては、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益計上しております。また、初期工事費用収入は、残存率を基礎とした見積平均契約期間にわたり、収益を認識しています。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

#### (3) 付加価値サービス

付加価値サービスにおける収益は、主に情報料収入、債権譲渡手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入、電力収入等からなります。情報料収入は当社が単独または他社と共同で運営するウェブサイト上でお客さまに対して提供したコンテンツの会員収入であり、コンテンツサービスを一定期間にわたって提供し経過期間に応じて履行義務が充足されます。また、債権譲渡手数料収入は、コンテンツプロバイダー（以下「CP」）の債権を、当社が通信料金と合わせてCPの代わりにお客さまから回収するため、CPから債権を譲り受けることに対する手数料収入であり、当社がその債権を譲り受けた時点において履行義務が充足されます。電力収入は、電力の小売りサービスにおける収入であり、電力サービスを提供した時点において履行義務が充足されます。これらの収入については、お客さまとの契約に基づいて識別された履行義務が時の経過またはお客さまにサービスを提供した時点に基づいて充足されるため、個々の契約内容に基づき、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

当社は、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益をお客さまから受け取る対価の総額で表示するか、またはお客さまから受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額で表示するかを判断しております。これらの判断にあたっては、当社が契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、在庫リスクを負っているか、価格決定権を有しているか等を総合的に勘案しております。ただし、総額または純額、いずれの方法で表示した場合でも、売上総利益及び当期利益に影響はありません。

主に、債権譲渡手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入のサービスにおいて、当社は、契約等で定められた料率に基づいて手数料を受け取るのみであり、価格決定権は無く、また、コンテンツサービスを行うプラットフォームを提供するのみであるため、当該サービスについて、お客さまに移転される前に、当社がサービスを支配していません。そのため、当社は仲介業者または代理人として位置付けられることから、純額で表示しております。

これらの取引の対価は、履行義務の充足後、概ね1ヶ月から3ヶ月以内に受領しております。

#### (4) ソリューションサービス

ソリューションサービスにおける収益は、主に機器販売サービス、エンジニアリングサービス、マネジメントサービスからなります（以下「ソリューションサービス収入」）。ソリューションサービス収入は、履行義務が充足されるお客さまに納品もしくはサービスを提供した時点で、お客さまから受け取る対価に基づき収益を認識しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

#### (5) グローバルサービス

グローバルサービスは主にソリューションサービス、携帯電話サービスから構成されております。

携帯電話サービスにおける収益は、携帯端末収入及びモバイル通信サービス収入からなります。携帯端末収入は、携帯端末販売時に、モバイル通信サービス収入は、お客さまにサービスを提供した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって処理しております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

#### (会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、利益剰余金の当期首残高は、34,286百万円減少しております。

また、当事業年度の営業収益が114,871百万円減少し、営業費用が114,059百万円減少したことで、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ812百万円減少しております。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社株式

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額は、1,185,093百万円であります。

(2) その他の情報

市場価格のない関係会社株式は、取得価額と実質価額とを比較し、関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、おおむね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き関係会社株式評価損を計上しております。

実質価額に超過収益力を加味する場合には、将来の事業環境について合理的に予測可能な範囲で最善の見積りを行い、経営者によって承認された事業計画に基づき、超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無を判断しております。なお、当社は、実質価額を将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出しており、異なるタイプの収益予想とそれに対する売上原価、販売費および一般管理費等のコストの変動予想にもとづいた事業計画、成長率、及び税引前割引率を、重要な指標として使用しております。

実質価額の算定に使用した主要な仮定が変更された場合に関係会社株式評価損が発生するリスクがありますが、当社において、事業計画、成長率及び割引率が合理的な範囲で変化したとしても、重要な関係会社株式評価損が発生する可能性は低いと判断しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式 768百万円

(注) 持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電株式会社の当事業年度末における金融機関借入金残高11,192百万円に対して、同社株式を担保に供しております。

2. 偶発債務

事業所等賃借契約等に対する保証 3,049百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権 49,396百万円

短期金銭債権 347,927百万円

長期金銭債務 232百万円

短期金銭債務 434,827百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳累計額 14,824百万円

5. 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、関係会社との間で資金支援及び余資預りを行っております。当該業務における貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりであります。

貸出極度額の総額 270,793百万円

貸出実行残高 146,993百万円

未実行残高 123,800百万円

なお、上記業務は、関係会社の財政状態と資金繰りを勘案し実行しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	299,088百万円
関係会社に対する営業費用	578,791百万円
関係会社に対する営業取引以外の取引高	105,148百万円

2. 減損損失

1,879百万円

当事業年度において、当社は主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
通信設備、遊休資産等 (東京他)	主として電気通信事業用	市内線路設備等	1,879

当事業年度において、通信設備の一部を含む稼働率が低下している資産及び遊休資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 1,879百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、市内線路設備 1,583百万円、その他 296百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。時価の算定は売却見込額等によっており、売却や他への転用が困難な資産は0円としております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	賞与引当金	5,914
	貸倒引当金繰入超過額	8,765
	ポイント引当額	11,173
	未払費用否認額	1,408
	減価償却費超過額	37,909
	資産除去債務	16,386
	固定資産除却損否認額	817
	棚卸資産評価損否認額	1,770
	未払事業税	4,576
	減損損失否認額	12,400
	前受金否認額	1,245
	関係会社株式評価損	22,017
	その他	24,614
繰延税金資産合計	148,995	
繰延税金負債	退職給付引当金	△8,043
	その他有価証券評価差額金	△20,876
	企業結合における交換利益	△1,455
	その他	△298
繰延税金負債合計	△30,672	
繰延税金資産の純額	118,323	

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入により手当てしております。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社では、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。また、借入金に関しては、営業取引に関わる資金を除き、長期借入金（固定金利）で調達しており、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（(注) 2 参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	108,876	108,876	—
(2) 売掛金	1,609,000		
貸倒引当金（※1）	△13,675		
	1,595,325	1,595,325	—
(3) 未収入金	172,679	172,679	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	130,757	130,757	—
(5) 関係会社短期貸付金（※2）	146,993	146,993	—
(6) 関係会社株式	85,541	179,412	93,871
(7) 関係会社長期貸付金（※3）	54,373	52,753	△1,620
資産計	2,294,543	2,386,794	92,250
(8) 買掛金	121,254	121,254	—
(9) 短期借入金	329,742	329,742	—
(10) 未払金	434,329	434,329	—
(11) 未払法人税等	85,820	85,820	—
(12) 預り金	44,619	44,619	—
(13) 社債（※4）	330,000	330,083	83
(14) 長期借入金（※4）	309,000	308,593	△407
負債計	1,654,765	1,654,442	△324

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限の到来する固定資産に含まれている関係会社長期貸付金を除いております。

※3. 1年以内に期限の到来する固定資産に含まれている関係会社長期貸付金を含めております。

※4. 1年以内に期限到来の固定負債に含まれている社債及び長期借入金を含めております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

#### (4) 投資有価証券、(6) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### (7) 関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### (8) 買掛金、(9) 短期借入金、(10) 未払金、(11) 未払法人税等、(12) 預り金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

#### (13) 社債、(14) 長期借入金

社債時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 市場価格のない金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 非上場株式等	57,279
関係会社株式 非上場株式等	1,099,552
関係会社出資金	5,742

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価 (単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 その他有価証券	130,757	—	—	130,757
資産計	130,757	—	—	130,757

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 関係会社株式	179,412	—	—	179,412
(2) 関係会社長期貸付金	—	52,753	—	52,753
資産計	179,412	52,753	—	232,165
(3) 社債	330,083	—	—	330,083
(4) 長期借入金	—	308,593	—	308,593
負債計	330,083	308,593	—	638,676

なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、関係会社短期貸付金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券及び関係会社株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 関係会社長期貸付金

長期貸付金の公正価値は、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によって算定しております。そのため、レベル2の時価に分類しております。

(3) 社債

社債の公正価値は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引く方法により算定しております。そのため、市場価格のあるものはレベル1の時価に分類しており、市場価格のないものはレベル2の時価に分類しております。



(4) 長期借入金

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映しており、当社の信用状態に借入後、大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利による借入金は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引く方法により、公正価値を算定しております。そのため、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
(1) 関係会社長期貸付金	4,301	27,447	22,625
合計	4,301	27,447	22,625

(注) 3. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
(1) 社債	50,000	190,000	90,000
(2) 長期借入金	115,500	162,500	31,000
合計	165,500	352,500	121,000

(持分法損益に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	105,266百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	244,515百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	5,791百万円

(注) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額及び持分法を適用した場合の投資利益の金額は、会社計算規則第120条の規定に基づき、指定国際会計基準に準拠したものです。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中部テレコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	38,816	中部地方における電気通信事業(固定通信サービス)	所有 直接80.5%	資金の援助 役員の兼任	資金の借入(注1)  利息の支払	3,658  105	関係会社 長期借入金  関係会社 短期借入金  未払金	—  77,628  —
子会社	auフィナンシャルサービス株式会社	東京都港区	22,370	クレジットカード事業、決済代行事業	所有 間接98.5%	資金の援助 役員の兼任	決済代行業の委託	— (注2)	未収入金	77,181
子会社	auペイメント株式会社	東京都港区	496	電子マネーの発行及び販売、電子決済サービスの提供	所有 間接100%	役員の兼任	管理業務の委託	— (注2)	未収入金	60,705

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付・借入については、資金需要の性格に合わせて期間設定し、貸付利率は市場金利を勘案して貸付・借入期間に対応する利率を合理的に決定しております。また、グループ内の効率的な資金運営を目的として行っているため、担保の提供等は受けておりません。なお、資金の貸付・借入の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。

(注2) 未収入金に関する取引については、エンドユーザーに対する売上であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 収益の分解

当社は、顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づき、移動電気通信サービス（音声伝送サービス、データ伝送サービス）及び固定等電気通信サービス、附帯サービス（端末販売やエネルギー等の収益を含む）の3つの区分に分解しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

事業	サービス	金額
移動電気通信サービス		2,099,101
	音声伝送サービス	606,125
	データ伝送サービス	1,492,976
固定等電気通信サービス		497,143
附帯サービス		1,440,779
合計		4,037,023
顧客との契約から生じる収益		4,032,865
その他の源泉から生じる収益		4,157

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約残高

当社の顧客との契約から生じた資産及び契約負債は、以下のとおりであります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	2021年4月1日	2022年3月31日
顧客との契約から生じた債権	1,614,666	1,570,647
契約負債	68,660	55,936

契約負債は主にモバイル通信サービス及びauひかりにおける契約事務等の手数料収入、モバイル通信サービス収入の請求額に応じて、お客様へポイントを付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムに関連する前受対価であります。

当事業年度に認識された収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、17,022百万円であります。

また、当事業年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

#### (2) 履行義務に配分した取引金額

残存履行義務に配分した取引価格は、当事業年度末において、37,087百万円であります。当該履行義務は主にモバイル通信サービス及びauひかりにおける契約事務等の手数料収入であり、当事業年度末は概ね6年以内の履行義務が充足されるサービス提供時点に収益として認識されると見込んでおります。残存履行義務に配分した取引価格のうち、約4割は1年以内に収益として認識される見込みです。なお、当社は収益認識会計基準80-22項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,857円01銭
2. 1株当たり当期純利益	250円29銭

(注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託（以下、信託）が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当事業年度において信託が所有する期末自己株式数および期中平均株式数は、3,920,592株、3,957,154株であります。

## (重要な後発事象)

### auエネルギーホールディングス株式会社及びauエネルギー&ライフ株式会社との会社分割について

当社は、2022年4月7日開催の取締役会において、2022年7月1日を効力発生日（予定）とし、当社の営むエネルギー事業に係る子会社の管理事業及び事業戦略の企画・立案・推進機能等を吸収分割により当社の連結子会社（完全子会社）であるauエネルギーホールディングス株式会社（2022年4月6日設立。以下「持株準備会社」）に対し承継し、また当社の営む電力小売に係る事業等を吸収分割により当社の連結子会社（完全子会社）であるauエネルギー&ライフ株式会社（2022年4月6日設立。以下「事業準備会社」）に対し承継すること（以下「本会社分割」）を決議し、2022年4月21日付で持株準備会社及び事業準備会社それぞれと吸収分割契約を締結いたしました。

#### (1) 本会社分割の目的

当社は、2016年4月の電力小売自由化に伴い、電力小売事業へ参入して以来、エネルギー事業を拡大しております。

今般、脱炭素社会の実現に向け、エネルギー関連の事業環境の変化が予見される中で、本会社分割により、当社連結子会社である持株準備会社に上記事業を承継させ、当社から分離・独立事業化し、本件子会社における意思決定ならびに事業展開を加速することで、事業環境の変化へ迅速に対応し、電気のの小売サービスを基盤としながら、お客さまのニーズに即した機動的なサービスの提供を行い、事業成長を図ってまいります。

#### (2) 本会社分割の日程

当社取締役会決議日	: 2022年4月7日
持株準備会社の取締役による決定日	: 2022年4月21日
事業準備会社の取締役による決定日	: 2022年4月21日
分割契約締結日	: 2022年4月21日
分割日（効力発生日）	: 2022年7月1日（予定）

#### (3) 本会社分割により承継する事業部門の概要

##### ①承継する部門の事業内容

- ・持株準備会社  
本件子会社に対する資金管理を含む管理事業及び本件子会社に関する事業戦略の企画・立案・推進機能
- ・事業準備会社  
小売電気事業、並びに電気及びガスに関する小売供給契約の締結の代理等に関する事業

##### ②分割する部門の経営成績

- ・持株準備会社  
分割する部門の事業における売上高はありません。
- ・事業準備会社  
売上高：281,681百万円 ※2022年3月期（2021年4月1日～2022年3月31日）

#### (4) 承継する資産・負債の額

（単位：百万円）

##### ・持株準備会社

項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
資産	50,743	負債	—

##### ・事業準備会社

項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
資産	68,273	負債	52,017

（注）上記金額は2022年3月31日現在の貸借対照表を基準として効力発生日までに見込まれる重要な増減のみを加味して算出しているため、実際に分割される金額は、上記金額に効力発生日までのその他の増減を調整した数値となります。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

#### 4. 役務別固定資産帰属明細表

事業者名 KDDI株式会社

事業年度 自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

(単位 百万円)

役務の種類	移動電気通信役務							移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計	
	音声伝送役務			データ伝送役務			小計			
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計				
電気通信事業固定資産										
有形固定資産										
機械設備	取得価額	509,204	-	509,204	1,566,677	-	1,566,677	2,075,881	721,389	2,797,270
	減価償却累計額	419,312	-	419,312	1,281,621	-	1,281,621	1,700,933	590,126	2,291,059
	帳簿価額	89,892	-	89,892	285,056	-	285,056	374,948	131,264	506,211
空中線設備	取得価額	246,173	-	246,173	647,507	-	647,507	893,680	3,854	897,534
	減価償却累計額	165,286	-	165,286	435,836	-	435,836	601,122	3,540	604,662
	帳簿価額	80,887	-	80,887	211,670	-	211,670	292,558	314	292,872
端末設備	取得価額	61	-	61	169	-	169	230	8,365	8,595
	減価償却累計額	34	-	34	93	-	93	127	7,106	7,234
	帳簿価額	27	-	27	76	-	76	103	1,258	1,361
市内線路設備	取得価額	5	-	5	14	-	14	19	221,215	221,233
	減価償却累計額	5	-	5	12	-	12	17	191,029	191,046
	帳簿価額	0	-	0	1	-	1	1	30,186	30,187
市外線路設備	取得価額	1,625	-	1,625	4,272	-	4,272	5,897	89,604	95,501
	減価償却累計額	1,096	-	1,096	2,889	-	2,889	3,985	87,147	91,132
	帳簿価額	528	-	528	1,383	-	1,383	1,911	2,458	4,369
土木設備	取得価額	184	-	184	484	-	484	668	61,519	62,186
	減価償却累計額	101	-	101	265	-	265	366	51,005	51,370
	帳簿価額	83	-	83	218	-	218	302	10,514	10,816
海底線設備	取得価額	-	-	-	-	-	-	-	47,191	47,191
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	44,778	44,778
	帳簿価額	-	-	-	-	-	-	-	2,413	2,413
建物	取得価額	67,277	-	67,277	176,756	-	176,756	244,033	175,336	419,370
	減価償却累計額	46,864	-	46,864	123,340	-	123,340	170,203	107,265	277,469
	帳簿価額	20,414	-	20,414	53,416	-	53,416	73,830	68,071	141,901
構築物	取得価額	21,931	-	21,931	57,669	-	57,669	79,600	11,074	90,674
	減価償却累計額	17,400	-	17,400	45,812	-	45,812	63,212	8,192	71,405
	帳簿価額	4,531	-	4,531	11,856	-	11,856	16,388	2,882	19,269
機械及び装置	取得価額	510	-	510	1,346	-	1,346	1,855	2,823	4,679
	減価償却累計額	453	-	453	1,195	-	1,195	1,648	2,736	4,383
	帳簿価額	57	-	57	151	-	151	208	88	295
車両及び船舶	取得価額	861	-	861	2,264	-	2,264	3,125	43	3,168
	減価償却累計額	545	-	545	1,438	-	1,438	1,983	41	2,024
	帳簿価額	316	-	316	827	-	827	1,142	2	1,144
工具、器具及び備品	取得価額	19,062	-	19,062	50,684	-	50,684	69,746	31,989	101,735
	減価償却累計額	15,648	-	15,648	41,565	-	41,565	57,213	26,400	83,612
	帳簿価額	3,415	-	3,415	9,118	-	9,118	12,533	5,589	18,122
土地	取得価額	48,581	-	48,581	127,747	-	127,747	176,328	84,227	260,555
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帳簿価額	48,581	-	48,581	127,747	-	127,747	176,328	84,227	260,555
建設仮勘定	取得価額	64,784	-	64,784	175,766	-	175,766	240,550	38,895	279,446
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帳簿価額	64,784	-	64,784	175,766	-	175,766	240,550	38,895	279,446
有形固定資産合計	取得価額	980,259	-	980,259	2,811,353	-	2,811,353	3,791,612	1,497,524	5,289,136
	減価償却累計額	666,743	-	666,743	1,934,067	-	1,934,067	2,600,809	1,119,364	3,720,174
	帳簿価額	313,516	-	313,516	877,286	-	877,286	1,190,803	378,160	1,568,963
無形固定資産合計	帳簿価額	68,387	-	68,387	202,462	-	202,462	270,850	45,833	316,683
電気通信事業固定資産合計		381,904	-	381,904	1,079,749	-	1,079,749	1,461,662	423,993	1,885,646

注記事項

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日 総務省令第24号）に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準

電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

## 5. 移動電気通信役務収支表

事業者名 KDD I 株式会社

事業年度 自 2021 年 4 月 1 日  
至 2022 年 3 月 31 日

(単位 百万円)

役務の種類	営業収益	営業費用											営業利益	摘要	
		営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	減価 償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料	租税 公課				
移動 電気 通信 役務	音声伝送役務 (携帯電話)	606,125	522,792	227,260	-	59,247	1,073	44,936	1,470	71,149	4,067	104,696	8,894	83,333	
	データ伝送役務 (携帯電話・ BWA)	1,492,976	885,527	251,742	-	155,675	1,402	59,098	3,505	213,153	11,121	161,984	27,847	607,449	
	小計	2,099,101	1,408,319	479,002	-	214,922	2,475	104,034	4,975	284,302	15,188	266,680	36,741	690,782	
移動電気通信役務 以外の電気通信役務		497,143	407,986	89,870	11	58,683	558	12,593	1,296	90,019	4,903	142,372	7,681	89,156	
合計		2,596,243	1,816,305	568,872	11	273,604	3,033	116,627	6,271	374,321	20,091	409,052	44,423	779,938	



## 注記事項

### 1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成 23 年3月 31 日 総務省令第 24 号)に基づいて作成しております。

### 2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準

電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、第二種指定電気通信設備接続会計規則第 8 条において準用する電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第三に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

## 第四部 参考情報

## 1 配賦整理書の紹介及び入手方法

### (1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

### (2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

[http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/setsuzoku\\_kaikei/index.html](http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/setsuzoku_kaikei/index.html)

## 2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

## 3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

## 4 用語解説

### 第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令（電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 2 項）で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項）で規定し、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」(令和元年総務省告示第 181 号))で指定された次の電気通信設備。

- 1 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項第 1 号の交換設備(ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものを除く。)
- 2 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項第 1 号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項第 2 号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第 2 号から前号までに掲げるものを除く。）

### 役務の種類

二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

### 直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

### 配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

## 5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ その他（移動電気通信役務のうちデータ伝送役務の中のひとつの役務）